

令和 7 年度

中小企業展示商談会出展支援事業費補助金
(第 2 期) 募集要項

大阪府商工労働部中小企業支援室ものづくり支援課

目次

| | |
|--|-----|
| 中小企業展示商談会出展支援事業費補助金（第2期） 募集要項 | |
| 1. 事業内容 | P3 |
| (1) 補助対象事業 | |
| (2) 補助対象経費 | |
| (3) 補助率 | |
| (4) 補助額 | |
| (5) 補助事業者数 | |
| 2. 対象展示商談会 | P3 |
| 3. 補助事業者 | P4 |
| 4. 申請の手続き | P5 |
| 5. 申請書類 | P6 |
| 6. 申請フロー図 | P8 |
| (1) 申請時に開催初日まで30日以上ある申請（事前申請方式） | |
| (2) 申請時に既に出展済みの場合の申請（事後申請方式） | |
| 7. 申請期間 | P10 |
| 8. 注意点 | P10 |
| 9. 大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（ハートフル条例） への協力について | P10 |
| 10. 万博商談もずやんモールへの同時申請について | P10 |
| 11. 事後調査及び府が実施する事業への協力について | P10 |
| 別紙1様式 | P11 |

中小企業展示商談会出展支援事業費補助金（第2期） 募集要項

申請期間：令和7年11月1日（土曜日）～令和7年12月19日（金曜日）

1 事業内容

本事業では、物価高騰等による厳しい経営状況の中で、展示商談会を活用して自社の新たな販路開拓に取り組む府内中小企業者に対して、補助を行います。

本事業は、国の令和7年度「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用した事業です。

(1) 補助対象事業

自社の新たな販路開拓のため、対象となる展示商談会（「**2 対象展示商談会**」参照）に、自社の製品、技術又はサービス等を出展する事業が対象となります。

(2) 補助対象経費

申請者が対象展示商談会の主催者と契約を締結した「出展小間料金」が対象となります。

※原則、装飾経費や出展者サイト登録料、共同出展費用等は対象となりません。

※消費税及び地方消費税は除いた額が補助対象経費となります。

※他の補助金を受ける場合は、他の補助金を控除した額が補助対象経費となります。

備品や装飾を含むパッケージプラン等で、主催者によって契約書・請求書等に内訳が明示されていない場合は、「主催側によって設置され、小間と一帯となって活用される小間料金に準じるもの」として、パッケージプラン料金を「出展小間料金」とみなし、対象経費とします。

ただし、パッケージプラン等であっても、主催者によって小間料金とそれ以外の内訳が契約書・請求書等に明示されている場合は、小間料金のみが対象経費となりますので、ご注意ください。

(3) 補助率

補助対象経費の額の3分の2

※補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

(4) 補助額

上限78万円から下限10万円

1小間(最低申込小間)の料金が税抜15万円(=補助額10万円)未満の場合は対象となりませんのでご注意ください。

例えば、1小間が8万円で2小間分を契約して16万円となるような場合や、展示商談会の申込可能な最低小間料金が14万円であるような場合は対象外となります。

該当するか不明な場合は、コールセンターまでお問合せください。

(5) 補助事業者数

予算の範囲内において、第1期・第2期あわせて600者程度を想定しています。

2 対象展示商談会

次の①～⑤のいずれにも該当する展示商談会が対象となります。

- ① 令和7年4月1日～令和8年2月8日に開催初日を迎えるもの
- ② 大阪府・京都府・兵庫県で対面形式で開催されるもの
- ③ BtoB（企業間取引）を対象とし、主たる開催目的が商談であるもの
- ④ 広く一般に出展者を募集し、募集要項等が公表されているもの
- ⑤ 次の（ア）～（オ）にあてはまらないもの
 - （ア） 一般消費者に対するその場での販売を主な開催目的とするもの
 - （イ） 取引先や団体の構成員のみを招待するなど、特定の顧客のみを来場対象とするもの
 - （ウ） 自社が主催または運営に携わるもの
 - （エ） オンライン上のみで開催されるもの
 - （オ） そのほか販路開拓に資すると認められない特別な事情があると大阪府が認めるもの

3 据助事業者

本事業に申請するためには、次の各号のいずれにも該当することが必要です。

- ① 大阪府（以下「府」という。）内に主たる事務所又は事業所があること
- ② 中小企業者^{注1}であり、かつみなし大企業^{注2}でないこと
- ③ 本據助金の交付を受けたことがない者であること
(※本據助金の交付は、府の会計年度において、一回限りとします)
- ④ 暴力団員又は暴力団密接関係者^{注3}でないこと。また、法人にあっては役員等^{注4}がこれらの者でないこと。
- ⑤ 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者に該当していないこと
- ⑥ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者でないこと
- ⑦ 国税・府税に係る未納がないこと

※注1 中小企業者：中小企業基本法第2条第1項の各号のいずれかに該当する者。

※注2 みなし大企業：次の各号のいずれかに該当する企業。
①一つの大企業が発行済み株式総数又は出資総額の2分の1以上を単独に所有・出資する場合、
②複数の大企業が発行済み株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有・出資する場合、
③役員の半数以上を大企業の役員又は職員が兼務する場合。

※注3 暴力団密接関係者：暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして大阪府暴力団排除条例施行規則第3条で定める者。

※注4 役員等：大阪府暴力団排除条例施行規則第3条第5号に定める者。

4 申請の手続き

①申請方法

申請は、オンラインで行っていただきます。

次の「②申請の時期」を参照の上、「5 申請書類」に必要事項を記入するなど、予め事前準備をした上で、下記アドレスから申請をお願いします。

【大阪府行政オンラインシステム】

<https://1gpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/f073346c-c6b5-4e4d-a65e-4797bbf11dad/start>

※システムの利用には、利用者登録が必要です。

②申請の時期

本補助金の申請は、下記のとおり申請方式を複数設けております。展示商談会に出展する日に応じて、申請方式をお選びください。

*締切前に予算上限に達した場合は、申請期間内であっても受付を終了します。

(1) 申請時に展示商談会の開催初日まで30日以上ある場合（申請日を含む）

⇒ 【事前申請方式】

出展30日前までに「5申請書類」の（1）の書類（P 6）を提出いただきます。

(2) 申請時に展示商談会の開催初日まで30日未満の場合（申請日を含む）

又は申請時に既に出展を終えている場合

⇒ 【事後申請方式】

出展後に「5申請書類」の（2）書類（P 7）を提出いただきます。

(1) 【事前申請方式】

<申請時に、展示商談会の開催初日まで30日以上ある場合>

申請日を含んで

(例) 11/1 < 開催初日まで 30 日以上 > 12/5

申請日

(2) 【事後申請方式】

<申請時に、展示商談会の開催初日まで30日未満の場合>

申請日を含んで

開催初日まで 30 日未満

申請日

5 申請書類

以下の申請書類について、必要事項を記載の上、「大阪府行政オンラインシステム」に添付してください。

(1) 事前申請方式

【申請時に提出するもの】

- ① 中小企業展示商談会出展支援事業費交付申請書（様式第1－1号）
- ② 要件確認申立書（様式第1－3号）
- ③ 暴力団等審査情報（様式第1－4号）
- ④ 会社概要又はこれに準ずるもの
(会社名、代表者、住所、資本金、従業員数、事業内容等が記載されたもの。)
- ⑤ 「府内に主たる事務所又は事業所があること」を確認できる書類
例：【法人の場合】登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の写し（発行3ヵ月以内のもの）
【個人の場合】個人事業の開業・廃業等届出書
※ 税務署に提出する書類の場合は、税務署が受付済みであることがわかるもの
- ⑥ 株主等報告書（別紙1）
- ⑦ 振込先確認書類（通帳等）の写し
(金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人（カナ表記）を確認できるもの)
※通帳の場合、通帳の表面及び1・2ページの見開き部分
※インターネットバンキングの場合、上記の情報がすべて確認できるホームページ画面
- ⑧ 主催者の受印のある小間申込書や契約書等
申請者自身の名義（法人の場合は当該法人名義）が申込者となっているものに限ります。
※まだ主催者との契約が済んでいない場合、出展小間料金がわかる募集要項等を添付すること。
- ⑨ 納税証明書（次の（ア）（イ）2種類の両方が必要です。）
(ア)府税事務所発行の「府税及びその附帯徵収金について未納の徵収金の額のこと」の証明書（発行3ヵ月以内のもの）
全税目について取得すること。
(イ)税務署発行の納税証明書 未納の税額がないことの証明書（発行3ヵ月以内のもの）

【展示商談会出展後（出展後の翌日から30日以内）に提出するもの】

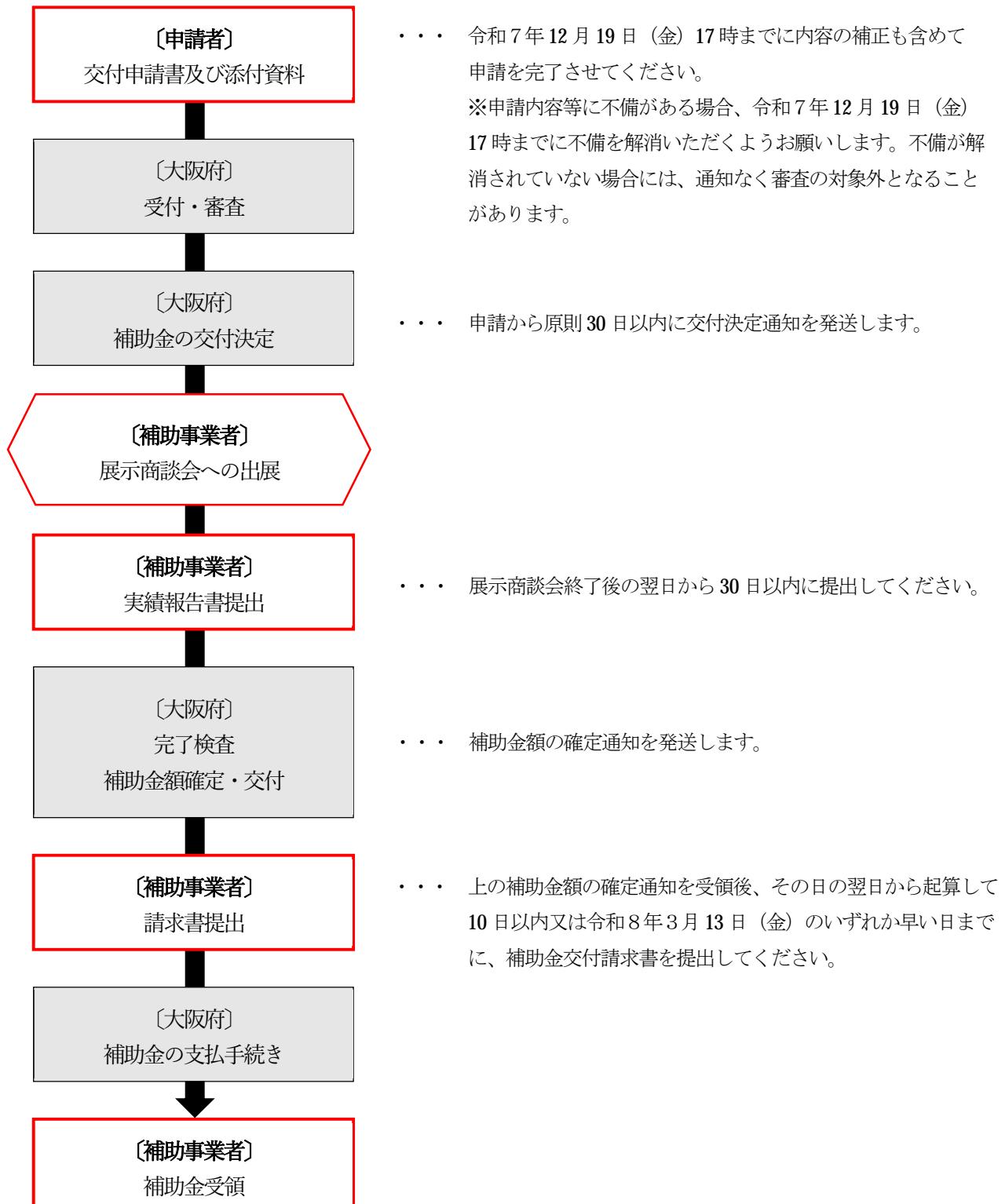
- ① 実績報告書（様式第2号）
- ② 展示商談会の実績が確認できる（ア）～（エ）の資料の全て
 - （ア）出展小間料金に係る領収書、または金融機関の支払い書類の写し及びその内訳がわかる資料
※（1）⑧で内訳を提出し、内容に変更がない場合は、再度の提出は不要です。
 - （イ）当日の配置場所がわかる会場マップ
 - （ウ）自社ブースの写真（出展者名や小間番号等が確認できるもの）
 - （エ）その他大阪府が必要と認めた資料
- ③ 申請時に「出展小間料金及び内訳が分かるもの（契約書または見積書、請求書）」を提出していない場合は、出展小間料金及び内訳が分かるもの（契約書または見積書、請求書）
- ④ 本補助金の申請者と、当日の会場マップやブースに表示される出展者名が異なる場合は、理由書（様式なし）
※（1）①の中小企業展示商談会出展支援事業費交付申請書に記載の申請者の名称と完全に一致しない場合は必ず提出をお願いします。
自社の製品やサービス名等で出展登録している場合は、その旨ご記載いただき、会社概要等と併せて確認させていただきます。
他企業を含むグループ名等で出展登録している場合は、その理由や経緯をご記載ください。
(本補助金の補助対象事業が、自社の新たな販路開拓であることを踏まえて、理由の記載をお願いします。)

(2) 事後申請方式

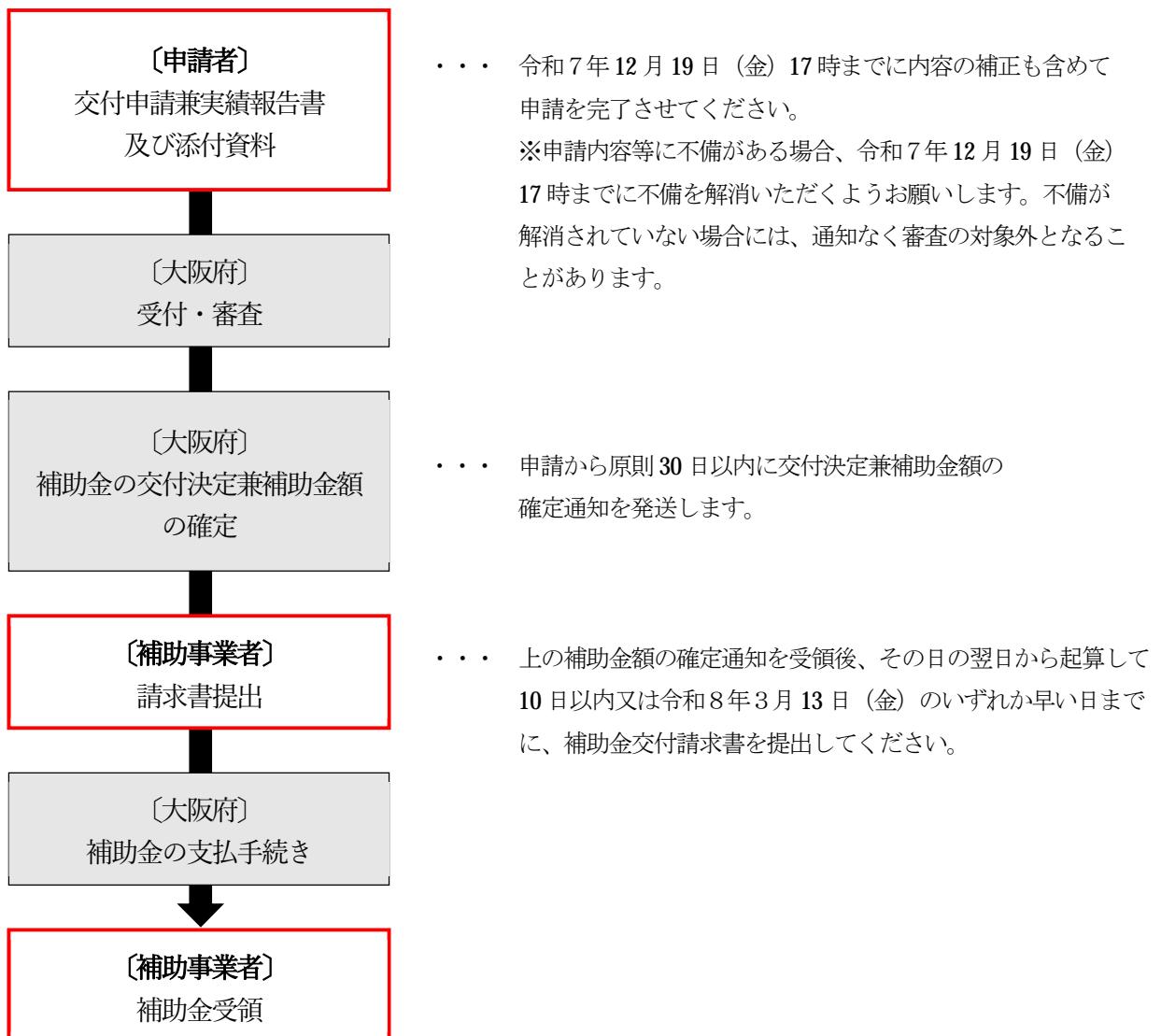
- ① 中小企業展示商談会出展支援事業費交付申請兼実績報告書（様式第1－2）
- ② 要件確認申立書（様式第1－3）
- ③ 暴力団等審査情報（様式第1－4）
- ④ 会社概要又はこれに準ずるもの
(会社名、代表者、住所、資本金、従業員数、事業内容等が記載されたもの。)
- ⑤ 「府内に主たる事務所又は事業所があること」を確認できる書類
例：【法人の場合】登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の写し（発行3ヵ月以内のもの）
【個人の場合】個人事業の開業・廃業等届出書
※ 税務署に提出する書類の場合は、税務署が受付済みであることがわかるもの
- ⑥ 株主等報告書（別紙1）
- ⑦ 振込先確認書類（通帳等）の写し
(金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人（カナ表記）を確認できるもの)
※通帳の場合、通帳の表面及び1・2ページの見開き部分
※インターネットバンキングの場合、上記の情報がすべて確認できるホームページ画面
- ⑧ 納税証明書（次の（ア）（イ）2種類の両方が必要です。）
(ア)府税事務所発行の「府税及びその附帯徵収金について未納の徵収金の額のこと」の証明書(発行3ヵ月以内のもの)
全税目について取得すること。
(イ)税務署発行の納税証明書 未納の税額がないことの証明書(発行3ヵ月以内のもの)
- ⑨ 展示商談会の実績が確認できる（ア）～（オ）の資料
 - （ア） 主催者の受付印のある小間申込書や契約書等
申請者自身の名義（法人の場合は当該法人名義）が申込者となっているものに限ります。
 - （イ） 出展小間料金に係る領収書、又は金融機関の支払い書類の写し
 - （ウ） 当日の配置場所がわかる会場マップ
 - （エ） 自社ブースの写真（出展者名や小間番号等が確認できるもの）
 - （オ） その他大阪府が必要と認めた資料
- ⑩ 本補助金の申請者と、当日の会場マップや出展者名が異なる場合は、理由書（様式なし）
※（2）①の中小企業展示商談会出展支援事業費交付申請兼実績報告書に記載の申請者の名称と完全に一致しない場合は必ず提出をお願いします。
自社の製品やサービス名等で出展登録している場合は、その旨ご記載いただき、会社概要等と併せて確認させていただきます。
他企業を含むグループ名等で出展登録している場合は、その理由や経緯をご記載ください。
(本補助金の補助対象事業が、自社の新たな販路開拓であることを踏まえて、理由の記載をお願いします。)

6 申請フロー図

(1) 申請時に開催初日まで30日以上ある申請（事前申請方式）



(2) 申請時に既に出展済みの場合の申請（事後申請方式）



7 申請期間

令和7年11月1日（土曜日）から 令和7年12月19日（金曜日）17時まで

※締切前に予算上限に達した場合は、申請期間内であっても受付を終了します。

8 注意点

- (1) 展示商談会への出展申込及び契約は、申請者が行ってください。
- (2) 本事業に申請しても必ず補助金が支給されるとは限りません。主催者に申込期間やキャンセル料等を確認の上、申請者の責任で行ってください。
- (3) また、次に該当する場合は審査の対象から除外します。
 - (ア) 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - (イ) 本要項に違反又は著しく逸脱した場合
 - (ウ) その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

9 大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（ハートフル条例）への協力について

補助金の交付決定を受けた事業主は、大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例第17条第1項の規定により、障がい者の雇用状況を報告してもらう必要があります。

また、障がい者雇用率が未達成の事業主については、障がい者の雇入れ計画の提出や、障がい者雇用率の達成に向けた取組を行ってもらう必要があります。

詳しくは、大阪府障がい者雇用促進センターのホームページ（※）をご覧いただか、大阪府障がい者雇用促進センター（06-6360-9077）までお問い合わせください。

※大阪府障がい者雇用促進センターホームページ <https://www.pref.osaka.lg.jp/o110100/koyotaisaku/sokushin-c/index.html>

10 万博商談もずやんモールへの同時申請について

大阪府では、大阪・関西万博開催期間中に来阪する海外の企業や団体等が、商談先となる府内中小企業等を探索するサイト「万博商談もずやんモール」を運用しています。自社の商品・サービス・技術等を登録することで、新たなビジネスチャンスにつながります。

本補助金の申請フォームから、「万博商談もずやんモール」への同時申請も可能となっておりますので、ぜひご登録ください。

両事業により貴社の新たな販路開拓を支援します。

※「万博商談もずやんモール」ホームページ <https://www.expo-mozuyanmall.jp/>

※「万博商談もずやんモール」利用規約 <https://www.expo-mozuyanmall.jp/terms>

※同時申請により「万博商談もずやんモール利用規約」に同意いただいたことになりますので、ご注意ください。

※「万博商談もずやんモール」の成約状況の中には、アジアやアフリカ等の海外企業から登録企業に発注が寄せられている事例があります。ご登録いただくと、海外からの引合いや問合せが寄せられる可能性があるので、自社の海外対応の体制が整っていない等の理由から、現時点では同時申請を希望されない場合は「希望しない」の項目にチェックをお願いいたします。（既に「万博商談もずやんモール」に登録済みの方も同様です）

11 事後調査及び府が実施する事業への協力について

本事業で補助金の交付を受けた中小企業者のフォローアップを目的に、補助金交付後も事後調査として出展した展示商談会の成約状況等に関する出展効果等レポートの提出及びアンケートの回答、並びに今後府が実施する大阪のものづくりをプロモーションするための事業に対するご協力をお願いします。

【問い合わせ先】

■よくあるお問い合わせについては、随時、ホームページに掲載しておりますので、そちらもご確認ください。

■コールセンターについては、募集要項公表時において調整中のため、決定後に事業ページにて公開いたします。
(事業ページURL : <https://www.pref.osaka.lg.jp/o110070/mono/syuttensi-en-rinji.html>)

※ご利用端末により旧バージョンの画面が表示される場合があります。旧バージョンが表示されている場合は、上記ページに遷移後、「F5」ボタンでページの表示を更新して新バージョンをご利用下さい。

別紙1

令和 年 月 日

大阪府知事 様

所在地：

事業者名：

代表者名：

⇒ 法人の代表者が署名又は記名押印してください。

株主等報告書

下記の情報は、当法人の株主名簿原本と相違ないことを証明します。また、当社は中小企業展示商談会出展支援事業補助金交付要綱第3条第2項に該当する者であることを証明します。

記

※行は必要に応じて適宜ご修正ください。

【参考】

以下のいずれかに該当する場合には、「みなし大企業」となり、交付要件を満たしませんのでご確認ください。

- 1 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
 - 2 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
 - 3 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業